

教科書記述における差別問題 —その統制と実態・日米比較—

大津尚志

Discrimination in Textbooks

TAKASHI OTSU

In this paper, I deal with the issues which concern discriminations in textbooks. In America, they have paid special attentions to these problems since 1960's. They made guidelines for textbooks to check various kinds of discriminative descriptions and tried to make textbooks to meet these standards. In this respects I would examine the present states about textbooks in America and would compare them to the Japanese ones. That would be useful, I believe, when we consider these issues in Japan.

目次

はじめに

- I アメリカでの教科書記述に対する統制
- II アメリカでの教科書における差別問題の実態
- III 日本での教科書記述に対する統制
- IV 日本での教科書における差別問題の実態
- V 結びにかえて

はじめに

本稿は教科書記述における差別問題について、その統制と実態の両面から考察する。まずアメリカ合衆国（以下「アメリカ」という）について考察する。アメリカでは60年代以降の公民権運動の影響で、教科書の性、人種差別問題に圧力がかかるようになった。すなわち、教科書に現れるマイノリティの像が限定された、歪んだ、ステレオタイプ化したものとなっているという現実が存在し、それを差別と感じ改善しようという動きが、生じてきたのである。それまでの教科書は白人、男性だけの世界である、といわれていた。それに対し、教育委員会も出版社も教科書におけるマイノリティ像を改善しようという要求に応じようとするようになってきたのである。本稿ではアメリカにおける議論について考察し、そしてそこから得た分析枠組

を利用して、日本における教科書記述における差別問題をその統制と実態の両面から分析を試みる。

I アメリカでの教科書記述に対する統制

アメリカにおいては日本と異なり、連邦による教科書検定は行われていない。教科書採択制度は各州によって違いがある。が、通常、州単位で採択リストを作成し学区がそのリストから採択をするという州（22州）と、学区がまったく自由に採択を行う州（28州）にわけて考えられる¹⁾。州単位でリストを作成する州のうち12州では州レベルにおける学習指導要領（course of studies）、教育課程の最低基準（minimum curricular standards）、を決めており²⁾、教育内容指針（curriculum guideline）を発行している。また各州、各学区、出版社などによって評価用紙（criteria sheet）や指針（guideline）、教科書採択基準などがつくられる。教科書出版社は教科書が採択されるために、それらの基準を教科書作成において参考にするのである。そのなかで特別の注意が払われているのが、差別問題（性差別、人種差別、その他）なのである。60年代以降公民権運動の影響もあって考慮が払われるようになったのである。

本稿では、基準の例として以下の2点を挙げる。

ニューヨーク市学校教科書審査、認可のための基準³⁾
内容 (content) について

- 1 教材 (material) は学習課程に関する目的を促進させるべきである。
- 2 教材は正確で (綴り、用語、句読点等) 文法的に正しく、標準的なアメリカの語法に適合し、最近の学問研究を反映したものであるべきである。
- 3 教材は生徒の知的レベル、学年、読書レベル、文化経験にふさわしいものであるべきである。
- 4 教材は適切な学問的内容で、生徒に理解しやすく適切であるべきである。
- 5 教材は社会における婦人の役割と、家庭生活における変わりつつある形もしくは特徴づけを、適当なスペースを割いて取り扱うべきである。
- 6 教材は、直接的表現であろうと暗示であろうと、文章や映像によってもしくは省略することによって、どの集団をもステレオタイプな見方で見るべきではない。教材はどの階級、人種、民族、宗教、年齢、性別、言語、能力などに属する集団の尊厳と地位を傷つけるような言及、挿し絵、性格づけをするべきではない。
- 7 教材は暴力やその他の反社会的な行動を不必要に強調することをさけるべきである。
- 8 教材は比較宗教に関する本を除いて特定の宗派に属すべきでない。
- 9 教材は生徒の安全と一般的な健康を考えるべきである。教材は良い健康習慣、とりわけ特定の商品の推薦は避けながらも食物に関する良い健康な習慣を促進させるべきである。
- 10 教材は相異なる意見を認識するように、論争となっている問題点を示すべきである。しかしながら教材は、憲法によって保障された、良き市民を育て、集団間の調和を育成する市民の人道的な価値を支持するものであるべきである。
- 11 教材は生徒の批判的な思考力の発達を促すべきである。
- 12 教材は社会の多様性を認識させるために、名前、挿し絵、登場人物によって文化的、経済的、民族的集団を表現するべきである。

公平さ (equity) について

- 1 文化、言語、人種、民族などの集団の社会に対する貢献は、関係する場所、時代において差別されるべきでない。
- 2 教材は非民族中心主義的な見方から表現され、可

能なところでは歴史的イベントはいろいろな見方から考察されるべきである。(以下、教科書の構成、技術的資質について項目が挙げられているが、省略する。なお、この基準は各項目ごとにYes, No, n/aのチェックを付けるようになっている。)

カリフォルニア州 教材評価のための基準⁴⁾

(前文は省略)

基本基準 (Basic Guidelines)

教科書、他の教材を考慮するときに用いられる基本基準は次のようである。

(基準1~5は省略)

- 6 過去を取り扱おうと、現在を取り扱おうと、教科書、その他の教材は異なった種族、宗教、民族集団と同様に男、女、子ども、若者を描かなければならない。合衆国又は世界の歴史においてグループ間の相互作用は慎重な注意に値する。彼らがお互いに反目しあおうと協力しあおうと、比較的孤立して暮らしていようと、さまざま異なる文化集団は、歴史という舞台での俳優のように正確に描かれなければならない。合衆国又は世界の歴史において文化的多様性を無視する教材は受け入れられない。
- 7 歴史的論争は当事者による多様な見方を示さなければならない。例えば19世紀の植民主義は支配者と非支配者の両方の目を通してみられるべきであり、戦争の説明は征服者と被征服者の両方の見方を伝えねばならない。例えば、憲法制定議会における奴隷制度に関わる論争、ブラウン判決の実行 (implementation)、核時代の問題点などを考える時に意見の相違は十分に公開されるべきである。
- 8 歴史教科書、その他の教材の執筆者は価値体系問題に細かい注意を払わなければならない。執筆者は、宗教的又はそれ以外の思想体系と同様に、歴史的に異なる人々によって展開される価値体系を正確に著さなければならない。そして歴史的イベントや論争において危うくなっている道徳価値体系について考えるべきである。歴史の学習を通して生徒は道徳的行動の基準について考える機会を持つべきである。カリキュラム教材の出版社と開発者は、ある社会の道徳価値の表現としての人権に対する取り扱いに特別の注意を払うべきである。
- 9 教材は生徒が他の時代や場所の真実の感覚をつかめる様に、原典の素材を含むべきである。(後略)
- 10 教材は市民生活の価値と民主制度の重要性を反映

すべきである。合衆国の歴史を取り扱う時、執筆者は普通選挙権、出版の自由、宗教の自由、言論の自由、適正手続きの権利、普遍的教育 (universal education)、少数派の権利の尊重、民主社会の他の特徴などのような基本的民主主義の原理の展開に細かい注意を払うべきである。世界史を扱うこれらの教材は、州の権力と市民の権利の間のバランスを描くべきであり、民主政府と関連するこれらのことが実践されているか否かに注意を払うべきである。

(基準11～15は省略)

上記二つの事例のいずれも、差別問題に対するアメリカ社会の関心の深さを背景に細かい注意が払われていることが特徴といえよう。個人であれ集団であれ、人種、宗教、男女、老若、貧富などが相対するとき、必ずそこに差別が起こりやすいものであるが、それらできるだけ平等に扱い、教科書の表現のさまざまな場面で社会の多様性を認識させるような配慮がなされ、一部分だけを取り扱うことやステレオタイプ的に取り扱うことを差別とみなして禁じるのである。

II アメリカでの教科書における差別問題の実態

以上のような指針等に対応した教科書が作られるようになってきているわけであるが、しかし、依然として問題点が無くなったわけでもない。その実態を以下に述べることにする。

(1) 性差別問題について

70年代以降、教科書における性差別、女性の取り扱いについて問題として取り上げられるようになった。それには、以下のような取り上げ方がある。

まず、教科書に登場する、描かれる人物の数が、男性のほうが女性よりずっと多いという問題がある。例えば、化学教科書において、登場する写真、挿し絵においては1940年代では5種の教科書で平均84%、60年代では7種の平均で92%、70年代でも83%が男性であるという⁵⁾。小学校の読本教材に関して、ある1973年に行われた研究によると、登場する子どもは男性324-女性241、大人は男性245-女性124である⁶⁾。80年代前半の7種の理科教科書について、子どもは女性のほうが頻繁に登場する(男性46%、女性50%、不明4%)が、大人に関しては男性60%、女性35%、不明5

%と、男性のほうがずっと多く登場する、ということもいわれている⁷⁾。全体として、女性の登場する頻度は、80年代では従前のものと比較すればしだいに上がってきてはいるが、依然少ないまま、ということがある⁸⁾。

また、教科書に登場する場合、その果している役割についての頻度が問題となることが多い。Brittonらの調査では、読本教材に載せられている話について、男性が主人公である場合は、女性が主人公である場合の約4倍存在するという⁹⁾。1970年代前半に、出版社が性による偏見を除去するための指針を作成したあとでも、この割合はほとんど変化していないという¹⁰⁾。

歴史教科書において女性の地位、権利などについてほとんど記述されない¹¹⁾、あるいは文化的業績に対する女性の貢献が記述されない¹²⁾、という指摘もある。

職業をもっている人が登場する場合、男性のほうが描かれる場合がずっと多いことも指摘されている¹³⁾。理科教科書では、科学者は男性が多く描かれる¹⁴⁾。保健 (health) 教科書においては、医者は圧倒的に男性が多く描かれる(なお、実際の社会における医者男性の割合より教科書における医者男性の割合のほうが多い。)しかし看護人 (nurse) となると、女性のほうが圧倒的に多く登場する、という実態もある¹⁵⁾。

女性が描かれる場合、伝統的 (traditional) な役割(家事、育児など)で登場することが多いといわれる。近年、女性が非伝統的な役割で描かれることが多くなってきた¹⁶⁾とはいわれるが、依然として、子守りや台所で働くことなど伝統的に女性の仕事とされることをしている男性を見付けるのは困難であるという指摘がある¹⁷⁾。

教科書記述に登場する女性は受動的、依存的、無能、臆病で、男性は積極的、独立的、有能、勇敢といったステレオタイプが存在することもよく指摘される、また女性は、弱い、愚かである (silly)、機械に弱い、家庭の外に関心がない、傍観者である、などとされ、男性は、攻撃的、問題を解決する、などといった記述がみられることも多く指摘されている¹⁸⁾。近年、ある程度の改善の結果が生じているということもあるが¹⁹⁾、依然として問題がなくなってしまうわけではない。

教科書における性役割のステレオタイプ化が子どもの発達に強く影響を及ぼすことが指摘されている²⁰⁾。性役割の再生産に教科書が加わってしまっていることが問題となっているのである²¹⁾。

(2) 人種差別の問題について

人種にかかわる記述の問題も同様に、1960年代から徐々に問題とされるようになってきた。60年代前半までマイノリティは教科書に描かれず、あるいは限られたやりかたでしか描かれず、という状況にあったのである²²⁾。ところが、60年代中頃から、マイノリティが描かれるようになった²³⁾。しかし、偏見が入ったやりかたで描かれたことが多いと指摘される²⁴⁾。また、人口を反映する割合で、教科書に登場しない、という問題もある²⁵⁾。子どもに偏見を与えないために、教科書にはマイノリティが人口比を反映する程度には登場すべきだと思われるのである。

ところが、例えば、マイノリティは補助的な役割でのみ登場する、都市に多く登場する²⁶⁾、決まった職業にしか描かれず(例えば中国人は洗濯屋の労働者、黒人は運動選手や音楽家)²⁷⁾などである。理科の教科書に、大人の科学者としてマイノリティが登場することは少ない²⁸⁾。黒人の医者などは少なく、「低い地位の職業(トラック運転手、料金所の所員など)に描かれる」²⁹⁾などという指摘もある。

また、マイノリティは過去に関する記述でしか描かれず、という問題がある³⁰⁾。インディアンは、たとえば植民地時代に、ティーピーというテント小屋に住み、弓矢で狩をしていて、白人の西部への進出に反抗している³¹⁾、まじない師や酋長として描かれる³²⁾、といった記述しか見られない、という問題がある。子どもはインディアンは現在でもそのような役割を果していると考えかねないという³³⁾。また、ヒスパニックはメキシコ戦争においてしか登場しないという³⁴⁾など限定的な場面でしか登場しない、という。

他に、アジア系が、アメリカ国内に住んでいることを十分に記述していない。アジア人はアジア人だけで描かれてしまう³⁵⁾という指摘もある。高校の経済教科書で、黒人、ヒスパニックの貧困などの問題があまり取り上げられない、という指摘もある³⁶⁾。

しかし、小学校理科教科書では一般的に、マイノリティ集団は、アメリカのマイノリティ集団の人口の数を反映して教科書に登場する³⁷⁾。国語教科書に、ヒスパニックが主人公の話は少なくとも一つはある、ヒスパニック系の名前も登場する³⁸⁾。歴史教科書が単なる「白人の経験」の記述だったのが、マイノリティにも配慮した内容となってきている³⁹⁾。など、改善が進んできている、という結果をあらわす指摘も多く存在している⁴⁰⁾。

(3) その他の問題について

性、人種差別問題と同様に、教科書記述において配慮が要求される事項として、障害者、老人がかかわる記述についての問題がある。

障害者が教科書に、その人口比ほどには登場しないという指摘がある。社会科教科書で障害者は実質的に、描かれていない⁴¹⁾、数学教科書では4種には障害者は全く描かれず、5種では挿し絵に、1～5%が描かれているだけ、そのほとんどは車椅子に乗っている白人である⁴²⁾、という指摘がある。読本教材でも、4656の話のうち、障害者が登場するのは39だけ(すなわち1%以下)という、小学校の6年間で子どもが読本教材で障害者に接するのは1回だけ、という指摘がある⁴³⁾。

同様に、老人に関してもステレオタイプ化した、否定的イメージを伴った記述を避けることが問題となる。あまり重要でない役割を与えられている⁴⁴⁾、人口比を反映した数ほど登場しない⁴⁵⁾、といった指摘が既にされている。

なお、この問題についても80年代の教科書は60年代のものに比べて、老人、障害者は挿し絵に描かれるようになったのみならず、読本教材の話の中にも登場するようになった⁴⁶⁾、など記述に変化が存在していることが指摘されている。

すなわちこれらの問題は総じて、未だ教科書における差別的な表現が残されたままとなっているが、一部改善の動きもある、と総括できる、といえよう。

Ⅲ 日本での教科書記述に対する統制

一方、日本においては、文部省による教科書検定が行われている。検定で合格とされたものだけが教科書としての使用を許されることとなっている。そして検定の基準として文部省は「義務教育諸学校教科用図書検定基準」、「高等学校教科用図書検定基準」を定めている。その中では、「各教科共通の条件」として、「図書の内容の選択および取り扱いには、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取り扱いに照らして不適切なところ、その他児童・生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあるところはないこと⁴⁷⁾。」とされている。特に差別問題にかかわる規制はなされていない。政治、宗教に関しては「政治や宗教の扱いは公正であり、特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難していたりすることはないこと⁴⁸⁾。」との規制がある。が、男女差別、マイノリティ差別に

かかわる言及はアメリカにおける規制と異なり、なされていない。すなわち、学習指導要領に委任されていると言って良いであろう。

では、学習指導要領について見てみると差別問題に関しては、以下のようである。

中学校の場合、社会、公民的分野に次のような規定があるだけである。「現在の家族制度の基本的な考え方が個人の尊敬と両性の本質的平等に基づいていることの意味を理解させ、……⁴⁹⁾」

高等学校の場合、高等学校学習指導要領 第1章「総則」第1款で「道徳教育を進めるにあたっては、……差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない⁵⁰⁾。」とあり、高等学校学習指導要領第2章第3節公民で、「……人間の尊厳と平等などについて考えさせ、民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる⁵¹⁾。」とある。

いずれも、公民の分野で、平等権にかかわってわずかに言及があるだけである。教科書全体を通しての規制は存在しない、という現実がある。

それでは教科書検定の場合では、どのような検定意見がだされているかを見る。本稿では、新学習指導要領になってからの検定意見を扱う。それも、すべての意見にかかわる情報入手できたわけではないことを、あらかじめお断りしておく。が、入手できた情報のうち、性差別にかかわる意見は次の1点だけである。それは、高校倫理教科書で、

「また、家事と育児に専念する専業主婦の意義を認められなくてはならない。主婦業もまた、女性の能力を生かした専門の仕事であり、社会的にも十分意味のある仕事である。いずれにしても、これからの社会では、女性の役割を固定的に考えないで、女性自身が主体的に自分の行き方を選び、自己実現をはかっていくことが大切である。」という記述に対して、

「性別の役割分担の固定化につながるような記述となっており配慮にかけている。」という意見が付けられた。上記記述は、見本本では、

「また、家事と育児に専念する専業主婦の意義を認められなくてはならない。主婦が病気になった時にわかるように、炊事や食後の後かたづけや洗濯などの家事は熟練と体力を必要とするたいへんな仕事である。また、育児も多くの愛情と根気を必要とする人間形成に関わる重要な任務であり、その社会的意義は正しく評価されなければならない。いずれにしても、これからの社会では、女性の役割を固定的に考えないで、女性

自身が主体的に自分の行き方を選び、自己実現をはかっていくことが大切である。」と修正された⁵²⁾。

民族差別の問題については、アイヌ民族をめぐっての意見が散見される。

「(前略)17世紀半ばすぎ、松前藩では、アイヌが生活に必要としていた米の値段を上げました。これに対し、アイヌの指導者のシャクシャインは、1699年松前藩をたおして交易の自由を得ようと呼びかけて反乱をおこしました。松前藩は不利をみて講和をしましたが、その講和の祝いの夜に、シャクシャインを殺し、反乱をおさめました。こののち、松前藩はアイヌの居住を別にし、日本人の服装をすることを禁止しました。」という記述に対して、

「松前藩の蝦夷地支配という項目で記述するのであれば、その具体的内容が理解できるように記述していただきたい⁵³⁾。」とされた。

「また政府は、1869(明治2)年、蝦夷地を北海道と改称して開拓使(初代長官黒田清隆)をおき、1874(明治7)年にはロシアとの軍事的対抗の必要から屯田兵制度を設け、多くの困窮士族を移住させた。それにつづいて多くの日本人(和人)も北海道に渡ったので、アイヌ民族は土地を取り上げられ、狩猟と漁業の権利をうばわれた。

北海道開拓にはたした外国人の役割は大きく、1876(明治9)年、米人クラーク博士を招いて開校した札幌農学校は、北海道農業の改良・発展につくすとともに、クラークは学生たちに多大の感化を与えた。

(注)アメリカの現職農商務長官から開拓使顧問となったケプロンが北海道開拓にはたした役割も大きかった。」という記述に対して、

「日本人(和人)が北海道に渡ったことと、アイヌ民族が土地を取り上げられ、狩猟と漁業の権利をうばわれたこととの関係について、説明不足で理解し難い⁵⁴⁾。」とされた。

「アイヌ文化の形成、8~13世紀ごろの東北北部から北海道の文化は、考古学上擦文文化とよばれている。擦文人は12、13世紀にサハリンや北海道北部に住む人々と戦ったり、モンゴルの侵略に抵抗していたことが伝えられている。一方、日本では12世紀以降、東の境界・異域として津軽半島の外が浜と蝦夷島が認識されるようになり、以後津軽の十三湊を中心として蝦夷島と本州の交易が開始された。このように北方の人々との抗争や和人(日本人)との交流によって、したいにアイヌ文化が形成されていった。」という記述に対して、

「擦文人という名称は熟しているとはいいい難い。また、アイヌ文化の形成について触れるのであれば、その特色についてふれていただきたい⁵⁵⁾。」とされた。

「1869(明治2)年、明治政府は蝦夷地を北海道と改称し、開拓使を設置した。1877(明治10)年の北海道地検発行条令では、先住民アイヌの土地や資源の権利を認めず、山林原野はすべて官有地に編入し、アイヌの居住を恩恵的に認めるという方針をとった。また、1878(明治11)年には、アイヌを法律的には「旧土人」という差別的な表現を用いてよぶことにした。(中略)教育の面でも、アイヌの子供には、「北海道旧土人保護法」にもとづいてつくられた「旧土人学校」で日本人に同化させる教育が行われた。」という記述に対して、「『法律的には…よぶ』との記述は不正確であり、また『差別的な表現を用いてよぶ』との記述は当時の明治政府の政策について述べたものか、または、歴史的な評価からの記述であるのか不明であるので表現を工夫していただきたい⁵⁶⁾。」とされた。

「(注)政府は1986(昭和61)年にアイヌ民族の存在を認めたが、国際的には国内先住民族の存在を認めていない。したがって、日本はまだ人種差別撤廃条約や先住民の権利を保障する先住民・種族民条約を批准していない。」という記述に対して、

「『政府は1986(昭和61)年にアイヌ民族の存在を認めた』とする記述では、政府はそれまでアイヌ民族の存在を認めていなかったような誤解を与える⁵⁷⁾。」とされた。

検定意見はごく限られた場合にのみ付けられているといえよう。アメリカにおけるように全体を通じた統制はなされていないのである。が、こうした差別問題に関しては、その数少ない検定意見が教科書執筆者の偏見を正す役割をはたしていると思われる。

IV 日本での教科書における差別問題の実態

以上のような統制が行われているという、日本において、教科書記述の実態はどうなっているかについて以下に述べる。

女性の登場回数については、中学理科(1分野)教科書を見てみる。それは5社からだされている。

学校図書	「中学校理科 1分野上」	男性32-女性18
	「中学校理科 1分野下」	男性55-女性9
教育出版	「新版中学理科 1分野上」	男性36-女性13
	「新版中学理科 1分野下」	男性25-女性5
東京書籍	「新しい科学 1分野上」	男性54-女性51

	「新しい科学 1分野下」	男性54-女性40
大日本図書	「中学校理科 1分野上」	男性51-女性23
	「中学校理科 1分野下」	男性51-女性28
啓林館	「理科 1分野上」	男性53-女性22
	「理科 1分野下」	男性53-女性38

と、明らかに男性のほうが頻繁に登場するままとなっているといえよう。

また中学校技術・家庭の教科書に関しては、東京書籍「新しい技術・家庭上、下」では
仕事をしている、男性26-女性17
家事をしている、男性28-女性50
その他登場する、男性303-女性293 という分離がなされている。

本書ではまた、老人は常に介護を受けている、というステレオタイプ化したイメージがうかがわれた。

一方同じ中学校技術・家庭の教科書で、開隆堂「技術・家庭上、下」における男女の登場回数を見ると、仕事をしている、男性35-女性32
家事をしている、男性39-女性37
その他登場する、男性208-女性205
と、教科書執筆者による自主規制によって登場回数が規制されている、という例もある。

他に、小学校社会の教科書でも、働く女性の姿が、男性に比べ、著しく少ない、たとえ描かれていても、補助的な労働(たとえばレジ係)を分担しているのが多い。

次に民族差別問題についてを見てみる。

高校日本史(A、B)教科書における、アイヌ民族の取り上げられ方についてを見てみる。日本史Aの教科書は4種、日本史Bは19種類、作られている。

まず、アイヌをまったく取り上げていないものが、2種存在する。(山川出版「高校日本史」、国書刊行会「高等学校最新日本史」)

1457年のコシャミンの蜂起を扱うものは10種にのぼる。1669年のシャクシャインの蜂起を扱うものは、14種にのぼる。しかし現在におけるアイヌ民族の差別問題が生じていることに言及するものは6種しかない。それも簡便に行われているにすぎない。例えば、「アイヌ民族の問題、あるいは在日韓国・朝鮮人や外国人労働者、さらには男女の性差別など多くのとり組むべき問題を残している⁵⁸⁾。」というようにである。アメリカにおける場合と同様に、マイノリティは過去においてしか登場しない、という問題があるのである。

また、中学校社会歴史教科書(8種)についての、

アイヌ民族の取り上げられ方をみる。17世紀中ごろのシャクシャインの蜂起については8種すべてに取り上げられている。明治にはじまる北海道開発がアイヌの仕事や土地を奪ったことに関しては5種に取り上げられている。そして同化政策（日本語の使用、氏名を日本語で表現、漁業の制限、土地の国有化など）がとられたことに関しては5種に取り上げられている。

ところが、現代におけるアイヌの人達にたいする差別、偏見に関しては7種で、こちらもごく簡略に触れているにすぎないのである。たとえば、「日本の国民が、平和で文化的な民主主義の社会を築き上げるうえでの、大切な課題の一つに、部落差別や民族差別などの差別をなくすことがある。……在日韓国・朝鮮人、また、アイヌの人たちに対する偏見や差別をなくすことも日本人一人ひとりの課題である⁵⁹⁾。」というようにである。

ここでも、マイノリティが過去においてしか登場しない、という問題があるのである。

また、障害者にたいする差別を取り扱っているものは5種、老人にかんする言及は4種で、ごく簡単にふれられているだけ、という問題もあると思われる⁶⁰⁾。

V 結びにかえて

これまで見てきたように、日本の教科書記述における、差別表現の是正は、アメリカなどと比較すると立ち後れているように思われる。それはアメリカの多様性に富んだ社会に対し、日本の比較的均一的な社会状況に負うことも多いようだ。教科書における差別問題を真剣に考え、論ずる機会も少ないままであり、教科書検定場でごく限定的な部分に限り修正されてきたにすぎないようだ。差別というものは人間個人の尊厳に直接結びつくものであるゆえにこうした差別を許さない、という強い意思と理念が部分的でなく、教科書全体に流れていることが必要であろう。それには具体的にどうするのがよいのか、どうすることが好ましくないか、本稿で紹介したアメリカの状況を参考にするのが有意義であるかと思われる。

《註》

- 1) より詳細については、大津尚志「アメリカの教科書制度」（『東京大学教育学部紀要』第34巻、94年、P381以下）参照
- 2) Tulley, Michael A., and Farr, Roger, The Purpose of

- State Level Textbook Adoption: What Does the Legislation Reveal, (Journal of Research and Development in Education, v.18, n.2, 1985, p.1, at 5)
- 3) New York City Schools: Guidelines for the Review and Approval of Textbooks
- 4) Criteria for Evaluating Instructional Materials (History Social Science Framework, California State Department of Education, 1988, p.114)
- 5) Heikkinen, Henry, Sex Bias in Chemistry Texts: Where is Woman's 'Place'?, (The Science Teacher v.45, n.1, 1978, p.16, at 19.)
- 6) Saario, Terry n., Jacklin, Carol Nagy, and Tittle, Kehr Carol, Sex Role Stereotyping in the Public Schools, (Harvard Educational Review v.43, n.3, 1973, p.386, at 394.)
- 7) Powell, Richard and Garcia, Jesus, The Portrayal of Minorities and Women in Selected Elementary Science Series, (Journal of Research in Science Teaching, v.22, n.6, 1985, p.519, at 521.)
- 8) Garcia, Jesus, and Woodrick, Carol S., The Treatment of White and Non-White Women in U.S. Textbooks, (The Clearing House, v.53, n.1, 1979, p.17, at 18.)は女性の登場が量的に増加していることを指摘している。さらに数学教科書について、1976年頃の教科書のほうが、女性の割合が増加していることを指摘するものとしてKepner, Henry S., and Koehn, Lilane R., Sex Roles in Mathematics: A Study of the Status of Sex Stereotypes in Elementary Mathematics Texts, (The Arithmetic Teacher, May 1977, p.379.)
- 9) Britton, Gwyneth E., and Lumpkin, Margaret C., For Sale: Subliminal Bias in Textbooks, (The Reading Teacher, October 1977, p.40, at 44.)
- 10) See, Britton, et al., Ibid., at 40-45.
- 11) See, Trecker, Janice Law, Women in U.S. History High School Textbooks, (Social Education, v.35, n.3, 1971, p.249, at 253.)
- 12) Schenck, John P., Sexism in Textbooks: A Guide to Detection, (American Vocational Journal, October 1976, p.42, at 44.)
- 13) See, Graebner, Dianne Bennett, A Decade of Sexism in Readers, (The Reading Teacher, October 1972, p.52, at 53, 56.)
- 14) 例えば、Powell, Richard R., and Garcia, Jesus, What Research Says about Stereotypes, (Science and Children, February 1988, p.21, at 22)は、教科書に描かれる科学者のほとんどが白人男性であることを指摘してい

- る。
- 15) See, Holcomb, Carol Ann, Occupational Stereotyping in Health Textbooks (The Journal of School Health, v.51, n.5, 1981, p.336.)
- 16) Butterfield, Robin A., Demos, Elen S., Grant, Gloria W., Moy, Peter S., and Perez, Anna L., A Multicultural Analysis of a Popular Basal Reading Series in the International Year of the Child, (Journal of Negro Education, v.48, n.3, 1979, p.382, at 384.)なお、Sleeter, Christine E., and Grant, Carl A., Race, Class Gender, and Disability in Current Textbooks, (Apple and Christinan-Smith, [ed] the Politics of the Textbooks, (Routledge: New York), 1991, p.78, at 89.)は女性が国語教科書に非伝統的役割で描かれる例として、運動選手、書類カバンを運んでいる、冒険をしている、という例が存在することを指摘している。
- 17) Sleeter and Grant, Ibid., at 96.
- 18) Trecker, supra note 11, at 251, Saario, Jacklin, and Tittle, Supra note 6, at 395, Frasher, Romona S., and Frasher, James M., Influence of Story Character's Roles on Comprehension, (The Reading Teacher, November 1978, p.160, at 161.), Scott, Kathryn P., Sexist and Nonsexist Materials: What Impact Do They Have?, (The Elementary School Journal, v.81, n.1, p.47, at 48.), Sleeter and Grant, Ibid., at 89, 永島利明「婦人公正法、技術教育および教科書- アメリカにおける性差別の撤廃と教育(3)」(「茨城大学教育学部紀要(教育科学)」第35号、86年、p.37以下、p.41), Tibbetts, Sylvia Lee, Wanted: Data to Prove that Sexist Reading Material has an Impact on the Reader, (The Reading Teacher, November 1978, p.165) Schenck, supra note 12, at 44, Marten, Laurel A., and Matlin, Margaret W., Does Sexism in Elementary Readers Still exist?, (The Reading Teacher, May 1976, p.764, at 766.) Britton, Gwyneth E., Sex Stereotyping and Career Roles, (Journal of Reading, November 1973, p.140, at 143.) など
- 19) Sleeter and Grant, Ibid., at 93
- 20) たとえば Saario, Jacklin, and Tittle, supra note 6, at 388, Scott, supra note 18, at 48 参照。
- 21) なお、他に、性にかかわって問題となる点として、用語上の問題がある。man でなく people, person をつかう (たとえば salesman でなく salesperson というように、) などの問題もある。名前のわからない人を受けるときは、he で受ける (Sleeter and Grant, supra note 16, at 96) といった問題もある。Harrison, Linda, and Passero, Richard N., Sexism in the Language of Elementary School Textbooks (Science and Children, January 1975, p.22)、永島、前提論文註18)、p.43など参照。
- 22) Grant, Carl A., and Grant, Gloria W., The Multicultural evaluation of Some Second and Third Grade Textbook Readers- A Survey Analysis, (Journal of Negro Education, v.59, n.1, 1981, p.63, at 64.)
- 23) Ibid.
- 24) Ibid.
- 25) ちなみに、アメリカにおいては人口の約20%がマイノリティであり、そのうち12%が黒人、1%がインディアン、2%がアジア系、6%がヒスパニックである。(Powell, Richard R., and Garcia, Jesus, What Research Says about Stereotypes, (Science and Children, February 1988, p.21))
- 26) Butterfield, Demos, Grant, Moy, and Perez, supra note 16, at 383.
- 27) Grant and Grant, supra note 22, at 64.
- 28) Powell and Garcia, supra note 22, at 64, Sleeter and Grant, supra note 16, at 92.
- 29) Sleeter and Grant, Ibid., at 92.
- 30) 例として、現代における Indian に関する記述がしばしば抜け落ちていることを指摘するものとして、See, Kane, Michael B., Minorities in Textbooks, (Anti-Defamation League of B'nai B'rith by Quadrangle Books) 1970, p.136.
- 31) Ibid., at 85. なお、本稿では便宜上、Native American は「インディアン」と訳出する。
- 32) Britton, Gwyneth E., Danger: State Adopted Texts May Be Hazardous to Our Future, (The Reading Teacher, October 1975, p.52, at 56.) なお、マイノリティの中でも描かれる職業役割の男女差が存在している、という問題がある。(Ibid.)
- 33) Ibid.
- 34) Sleeter and Grant, supra note 16, at 85.
- 35) Butterfield, Demos, Grant, Moy, and Perez, supra note 16, at 385
- 36) Ellington, Lucien, Blacks and Hispanics in High School Economics Texts, (Social Education v.50, n.1, 1986, p.64.)
- 37) Powell and Garcia, supra note 7, at 530.
- 38) Sleeter and Grant, supra note 16, at 89.
- 39) Garcia, Jesus, The American Indian: No Longer a Forgotten American in U.S. History Texts Published in the 1970s, (Social Education v.44, n.2, 1980, p.148.)

- 40) なお、他に、白人のマイノリティ（アイルランド系、イタリア系、ユダヤ系、ポーランド系）の問題がある。その記述量の増減などを記述するものとして、Garcia, Jesus, *The White Ethnic Experience in Selected Secondary U.S. History Textbooks*, (*The Social studies*, v.77, n.4, 1986, p.169.)
- 41) Sleeter and Grant, *supra* note16, at 87.
- 42) *Ibid.*, at 96.
- 43) Hopkins, Carol J., *Representation of the Handicapped in Basal Readers*, (*The Reading Teacher*, October 1982, p.30, at 31.)
- 44) Kingston, A.J., and Drotter, Molly W., *The Depiction of Old Age in Six Basal Readers*, (*Educational Gerontology*, v.6, n.1, 1981, p.29, at 34.)
- 45) Robin, Ellen Page, *Old Age in Elementary School Readers*, (*Educational Gerontology*, v.2, n.3, 1977, p.275, at 288.), Fillmer, Thompson H., and Meadows, Rita, *The Partrayal of Older Characters in Five Basal Readers*, (*The Elementary School Journal* v.86, n.5, 1986, p.651, at 657.)
- 46) Osborn, Jean, and Stein, Marcy, *Basal Reading Programs: Development, Effectiveness, and Selection*, (*Book Research Quarterly*, v.1, n.2, 1985, p.38, at 41.)
- 47) 文部省初等中等教育局「義務教育諸学校教科用図書検定基準、高等学校教科用図書検定基準」93年、p.2, p.19.
- 48) 文部省初等中等局、前提書註47)、p.2, p.20.
- 49) 文部省「中学校学習指導要領」89年、p.31.
- 50) 文部省「高等学校学習指導要領」89年、p.1.
- 51) 文部省、前提書註50)、p.45.
- 52) 「教科書レポート」第38号、94年、p.52.
- 53) 「教科書レポート」第37号、93年、p.31.
- 54) 「教科書レポート」第38号、94年、p.40.
- 55) 「教科書レポート」第39号、95年、p.29.
- 56) 「教科書レポート」第39号、95年、p.31.
- 57) 「教科書レポート」第39号、95年、p.33.
- 58) 「新日本史B」帝国書院、p.345.
- 59) 「新しい社会 歴史」東京書籍、p.313.
- 60) なお、教科書記述における差別問題には、筒井康隆氏の「癩癩」などの問題などもあるが、これは本稿の直接の考察の対象にはしていない。なお、「筒井康隆「無人警察」問題への招待」（「教科書レポート」第38号、94年、p.2以下）、「続・筒井康隆「無人警察」問題への招待」（「教科書レポート」第39号、95年、p.2以下）参照。

《付記》

本稿作成にあたっては資料収集において松尾知明氏（北九州保育福祉専門学校）の協力を得ました。記してここに感謝いたします。